

## スポーツによるまちづくり・地域活性化活動支援事業 審査基準

### I. 交付内定者の選定方法

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、申請団体から提出された事業計画書等について、書類審査を実施し、②評価方法及び③評価項目に基づき評価を行い、その評価得点及び技術審査委員会の意見を踏まえ、予算の範囲内で交付内定を行う。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることもある。

### II. 評価方法

評価は、提出された事業計画書ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うこととし、下記の評価項目ごとに評価基準による5段階評価等を行い、各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。

なお、評価点が42点以下の場合は不合格とする。

#### <評価基準>

大変優れている＝5点（10点）、優れている＝4点（8点）、適当＝3点（6点）、やや劣っている＝2点（4点）、劣っている＝1点（2点）

※（ ）内は重点評価項目の得点

#### 【評価項目】

地域スポーツコミッション新規設立支援事業（設立支援）、地域スポーツコミッション活動支援事業（活動支援）のそれぞれの事業について、以下の項目で評価する。

なお、（※）を付けた4項目については、今回の採択事業選定における重点指標となるため、得点を2倍として採点する。

#### <設立支援>

- （ア）地方公共団体・民間企業・スポーツ団体等の地域SC設立に向けた検討の連携体制が整っており、実施する事業において、申請を行う地方公共団体が一元的に責任を負う体制が整っている。
- （イ）事業のねらいが、本事業の趣旨・目的に合致し、地域の背景・課題を踏まえた、具体的な内容となっている。※
- （ウ）成果目標が、事業全体のねらいを踏まえた定量的な目標が設定され、適切に評価・検証できる方法・体制が整っている。※
- （エ）取組の目的・内容が、地域の背景・課題や事業のねらいを踏まえ、成果目標とも整合性がとれたものとなっている。
- （オ）取組内容が、地域の幅広い関係者の合意形成や基本計画を策定するために創意工夫されたものであり、スポーツによるまちづくり・地域活性化を推進するための土台作りとして適切なものとなっている。※
- （カ）取組内容が、地域のスポーツ資源や観光資源等を活かすことを想定しており、持

続可能な取組を創出していくためのとして体制整備として適切なものとなっている。

- (キ) 取組に具体性があり、実現性が高いと感じられるものである。
- (ク) 本取組が、一過性の取組ではなく、事業終了後も持続的・発展的にまちづくり・地域活性化を図るための、具体的な中長期計画が設定されている。※
- (ケ) 適切な経費計上となっている。
- (コ) 事業計画書の記載内容が意欲的なプレゼンテーションであり、スポーツによるまちづくり・地域活性化に向けて強い意志や決意が感じられる。

#### <活動支援>

- (ア) 地方公共団体・民間企業・スポーツ団体等の連携体制が整っており、実施する事業において、申請を行う地方公共団体が一元的に責任を負う体制が整っている。
- (イ) 事業のねらいが、本事業の趣旨・目的に合致し、地域の背景・課題を踏まえた、具体的な内容となっている。※
- (ウ) 成果目標が、事業全体のねらいを踏まえた定量的な目標が設定され、適切に評価・検証できる方法・体制が整っている。※
- (エ) 取組の目的・内容が、地域の背景・課題や事業のねらいを踏まえ、成果目標とも整合性がとれたものとなっている。
- (オ) 各取組内容が、スポーツ庁の重点テーマである「アウトドアスポーツツーリズム」又は「武道ツーリズム」を推進するものとなっている。※
- (カ) 誘客・誘致を図るターゲットが明確で妥当性があり、効果的なアプローチ・情報発信方法が設計されている。
- (キ) 取組に具体性があり、実現性が高いと感じられるものである。
- (ク) 本取組が、一過性の取組ではなく、事業終了後も持続的・発展的にまちづくり・地域活性化を図るための、具体的な中長期計画が設定されている。※
- (ケ) 適切な経費計上となっている。
- (コ) 事業計画書の記載内容が意欲的なプレゼンテーションであり、スポーツによるまちづくり・地域活性化に向けて強い意志や決意が感じられる。